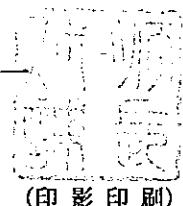


30ス国際第15号
平成30年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会体育主管課長
各都道府県・指定都市スポーツ主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
独立行政法人日本スポーツ振興センター担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各 ス ポ ーツ 関 係 団 体 の 長

スポーツ庁国際課長
条川泰



(印影印刷)

国連児童基金及び公益財団法人日本ユニセフ協会による
『子どもの権利とスポーツの原則』について（依頼）

この度、平成30年11月20日、国連児童基金（UNICEF）及び公益財団法人日本ユニセフ協会から、『子どもの権利とスポーツの原則』（以下「原則」という。）が発表されました。この原則は、世界各地で暴力的な指導や過度なトレーニングが見られるなど、スポーツが子供の成長に負の影響を与えるような問題が生じていることを踏まえ、スポーツが真に子供の健全な成長を支え、子供の権利促進に寄与する社会の形成に向けて作成されたものです。

本原則は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとするスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の理念等と軌を一にするものであることから、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者においては、原則も参考にしつつ、全ての子供が安全に楽しくスポーツができる環境の充実に向け、取組を充実していくことが望まれます。

については、地方公共団体又は学校設置者におかれでは所管又は所轄の学校及び関係機関等に対して、都道府県におかれでは域内の市区町村に対して、本原則の趣旨を周

30.12.-3

法学第

号

知くださるようお願いします。

また、スポーツ団体については、統括団体におかれでは加盟団体に対して、中央競技団体におかれでは年齢・学校種・地域等の別に応じて組織されている関係団体に対して、本原則の趣旨を通知の上、スポーツ少年団やスポーツクラブ・チーム等の現場において実際に子供たちの指導に当たる方々への普及啓発に御協力くださるようお願いします。

参考

- 子どもの権利とスポーツの原則

<https://childinsport.jp/>

- 児童の権利に関する条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

- スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatektop01/list/1371905.htm

【本件連絡先】

スポーツ庁国際課企画係

電話：03-5253-4111（内線3949）

E-mail: skokusai@mext.go.jp